

地球のかけら「共生型生活介護」運営規定

第1条（事業の目的）

株式会社デイベンロイ（以下、「事業者」という。）が設置する地球のかけら（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の共生型生活介護（以下、「生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害者（以下、「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な生活介護の提供を確保することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- （1） 事業者は、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することが出来るよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- （2） 事業所の従業者は、生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者やその保護者に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。
- （3） 事業者はその提供する生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- （4） 前3項のほか、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年度法律第123号。以下「法」という。）及び「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める規則（平成25年静岡県規則第19号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
- （5） 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、障害福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

第3条（事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 ： 地球(ほし)のかけら
- （2） 所在地 ： 静岡県沼津市東椎路字中尾 1640-10

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 ： 1名（常勤職員）
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- （2） サービス管理責任者 ： 1名（常勤職員）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下、「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
 - (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、生活介護の目標及びその達成時期、生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画（以下「個別支援計画」という。）の原案を作成すること。
 - (ウ) 個別支援計画の原案の内容を利用者に対し説明を行い、文書により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を書面で利用者に交付すること。
 - (エ) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること。
 - (オ) 利用予定者の利用申込みに際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用予定者の心身の状況、事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
 - (キ) 利用者又はその家族に対する相談支援、他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。
- (3) 看護職員　：　サービス提供日につき 1 名以上
個別支援計画に基づき、利用者の健康管理、必要に応じて医師の指示に基づく医療処置、アドバイスを行う。
- (4) 機能訓練担当者　：　1 名以上（常勤換算）
個別支援計画に基づき、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。
- (5) 生活支援員　：　2 名以上
個別支援計画に基づき利用者に対し適切に指導等を行う。他、必要な事務を行う。

第 5 条（営業日及び営業時間等）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日まで）を除く。
- (2) 営業時間：午前 9 時から午後 6 時まで
- (3) サービス提供時間：午前 9 時 30 分から午後 15 時 30 分まで

第 6 条（利用定員）

事業所の利用定員は、1日10名とする。

第7条（生活介護を提供する主たる対象者）

指定生活介護を提供する主たる対象者は、次の通りとする。

- （1）身体障害者（18歳未満の者を除く。）
- （2）知的障害者（18歳未満の者を除く。）
- （3）精神障害者（18歳未満の者を除く。）
- （4）難病患者（18歳未満の者を除く。）

第8条（生活介護の内容）

事業所で行う通所支援の内容は、次のとおりとする。

- （1）個別支援計画の作成
- （2）日常生活における基本的動作の訓練と指導
- （2）集団生活への適応のための訓練と指導
- （3）レクリエーション/行事
- （4）相談及びその他の援助等
- （5）送迎サービス

事業所の所有する車両により、利用者の自宅と事業所間の送迎を行う。

第9条（利用者から受領する費用等）

- （1）生活介護を提供した際には、利用者から当該生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- （2）法定代理受領を行わない生活介護を提供した際は、利用者から当該生活介護に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（その額が現に当該生活介護に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、現に生活介護に要した額）の支払を受けるものとする。この場合、提供した生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- （3）次に定める費用については利用者から徴収するものとする。
 - （ア）おやつ代：1回につき150円
 - （イ）食事代：実費相当分を徴収
 - （ウ）創作活動に係る材料費：実費相当分を徴収
 - （エ）シャワー代：500円
 - （オ）ビニール袋代：300円/年
- （4）前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- （5）第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対して交付するものとする。

第 10 条（サービス利用にあたっての留意事項）

利用者は、サービスの提供にあたっては、次に規定する内容に留意すること。

- （１）利用者が生活介護の提供を受ける際、利用者の家族は、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の保護者及び利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

第 11 条（通常事業の実施地域）

通常事業の実施地域は沼津市とする。

第 12 条（利用者負担額等に係る管理）

事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 43 条の 6 第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び障害福祉サービス等を提供した障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設に通知するものとする。

第 13 条（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

- （１）現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- （２）事業者は、生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- （３）生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

第 14 条（非常災害対策）

事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知する。また、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

第 15 条（虐待の防止に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- （１）虐待防止に関する責任者の選定及び虐待防止委員会の設置。
- （２）成年後見制度の利用支援。
- （３）苦情解決体制の整備。
- （４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。

第 16 条（身体拘束に関する事項）

事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急でやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行わない。

- （１）やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第 17 条（カスタマーハラスメントに関する事項）

事業所はカスタマーハラスメントから職員を守り、すべての職員に気持ちよく働ける環境を提供し、生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

第 18 条（苦情解決）

- （１）提供した生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- （２）提供した生活介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村長が、法第 11 条第 2 項の規定により静岡県知事が、また、法第 48 条第 1 項の規定により静岡県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提示若しくは提示の命令、又は当該従業者からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者及びその家族からの苦情に関して静岡県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、静岡県知事及び市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- （３）社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

第 19 条（個人情報の保護）

- （１）事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- （２）従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- （３）従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容と

する。

- (4) 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

第20条（その他運営に関する重要事項）

- (1) 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(ア) 採用時研修：採用後1ヶ月以内

(イ) 継続研修：年1回～（30,000円まで/人/年）

- (2) 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- (3) 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該生活介護を提供した日から5年間保存するものとする。

- (4) 事業所は、生活介護の利用について、市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第21条（地域生活拠点等の機能を担う事業所）

- (1) 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(ア) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たり、体験利用を行う利用者に対する利用を通して行う介護等の支援または地域移行支援事業者との連絡調整、協議等の機能

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。